

# 秋田県公報

## 目次

規則  
住民基本台帳法施行細則(五〇・市町村課)  
告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(五二三・税務課)  
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(五二四・湯沢保健所)  
結核予防法による医療機関の指定(五二五・湯沢保健所)  
保安林の指定解除の予定(五二六・秋田総合農林事務所)  
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(五二七・商工業振興課)  
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(五二八・商工業振興課)  
公共測量実施の通知(五二九、五三〇・建設管理課)  
道路の供用開始(五三一・道路環境課)  
道路区域の変更(五三二、五三三・道路環境課)  
公告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

## 規 則

住民基本台帳法施行細則をここに公布する。

平成十四年八月二日

秋田県規則第五十号

住民基本台帳法施行細則

秋田県知事 寺 田 典 城

(趣旨)

第一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)の

施行については、住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)、住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)及び住民基本台帳法施行条例(平成十四年秋田県条例第四十九号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書)

第二条 法第三十条の二十三第三項及び第三十四条の第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第一号によるものとする。

(本人確認情報の開示請求等)

第三条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わつて、法第三十条の三十七第一項の規定による本人確認情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 開示請求をしようとする者は、本人確認情報開示請求書(様式第二号)を提出しなければならない。

3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る本人確認情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。

一 本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券又はこれらに類する書類として知事が認めるもの

二 未成年者の法定代理人が開示請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの

三 成年被後見人の法定代理人(法人を除く。)が開示請求をする場合 当該法定代理人に係る第一号に定める書類及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)その他の法定代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの

四 成年被後見人の法定代理人(法人に限る。)が開示請求をする場合 当該法人の代表者に係る第一号に定める書類及び当該法人に係る法人登記簿謄本並びに登記事項証明書その他の法定代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの

4 知事は、成年被後見人の法定代理人(法人に限る。)が開示請求をする場合で、当該法人の代表者から知事が別に定める書類の提出又は提示があつたときは、当該法人の代表者以外の役員又は従業員が開示を受けさせることがある。

(本人確認情報の訂正等の申出)

第四条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わつて、法第三十条の四十に規定する申出(以下「訂正等の申出」という。)をすることができる。

- 2 訂正等の申出をしようとする者は、本人確認情報訂正等申出書(様式第三号)を提出しなければならない。
- 3 訂正等の申出をしようとする者は、訂正、追加又は削除を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 4 前条第三項の規定は、訂正等の申出について準用する。

附 則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

様式第 1 号 身分証明書 ( 第 2 条関係 )

表面

9センチメートル

身 分 証 明 書

第 号

所 属

職 氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第 2 項及び第34条の 2 第 1 項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日発行

秋田県知事 印

9センチメートル

裏面

住民基本台帳法 ( 抜粋 )

( 報告及び立入検査 )

第30条の23 略

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

( 報告及び検査 )

第34条の 2 都道府県知事は、第30条の43第 4 項又は第 5 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 2 号 本人確認情報開示請求書 ( 第 3 条関係 )

( A 4 判 )

本人確認情報開示請求書

年 月 日

秋田県知事 様

請求者 住 所  
ふりがな  
 氏 名  
 ( 法人にあつては、主たる事務所の )  
 ( 所在地、名称及び代表者の氏名 )  
 電話番号

住民基本台帳法第30条の37第 1 項の規定により、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

1 又は 2 のいずれかを選択し、 にレ印を付して該当事項を記入してください。

1	本人の住民票コード								
2	本人の生年月日及び性別	生年月日			年 月 日				
		性 別			男 女				

( 法定代理人記載欄 ) 法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	未成年者	成年被後見人
本人の住所 及び氏名	住 所	
	<small>ふりがな</small> 氏 名	

注 1 請求の際には、本人であることを証明する書類 ( 運転免許証、旅券等 ) を提出し、又は提示してください。  
 2 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る注 1 の書類のほか、その資格を証明する書類 ( 戸籍謄本、登記事項証明書等 ) を提出し、又は提示してください。

( 処理欄 ) この欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証	旅券	健康保険証
	その他 ( )		
請求資格の確認	戸籍謄本	登記事項証明書	
	その他 ( )		
備 考			

様式第 3 号 本人確認情報訂正等申出書 ( 第 4 条関係 )

( A 4 判 )

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

秋田県知事 様

申出者 住 所  
ふりがな  
 氏 名  
 ( 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 )  
 電話番号

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり本人確認情報の訂正（追加、削除）を申し出ます。

1 又は 2 のいずれかを選択し、 にシ印を付して該当事項を記入してください。

1 本人の住民票コード									
2 本人の生年月日及び性別	生年月日			年 月 日					
	性 別			男 女					

開示を受けた年月日	年 月 日
訂正等の申出の内容	

( 法定代理人記載欄 ) 法定代理人が申し出の場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	未成年者	成年被後見人
本人の住所 及び氏名	住 所	
	<small>ふりがな</small> 氏 名	電話番号

注 1 申出の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。  
 2 法定代理人が申し出の場合は、法定代理人に係る注 1 の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。  
 3 訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類、資料等を提出し、又は提示してください。

( 処理欄 ) この欄には記入しないでください。

申出者本人の確認	運転免許証	旅券	健康保険証
	その他 ( )		
申出資格の確認	戸籍謄本	登記事項証明書	
	その他 ( )		
備 考			

告 示

秋田県告示第五百二十三号  
 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月二日

- 秋田県知事 寺田典城
- 一 氏名又は名称 角館石油株式会社 代表取締役 太田ケイ
  - 二 主たる事務所又は事業所の所在地 仙北郡角館町下新町二十四番地の八
  - 三 指定取消年月日 平成十四年三月三十一日

秋田県告示第五百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
-----	-------	-----------

森 林 の 所 在 場 所	郡 市	全 面 積	台 帳 見 込 み (平方メートル)	台 帳 見 込 み (ヘクタール)	保 安 林 面 積 見 込 み (ヘクタール)	保 安 林 解 除 面 積 見 込 み (ヘクタール)	指 定 の 目 的 干 害 の 防 備	解 除 の 理 由 農 道 用 地 と す る た め
	町 村							
	字							
地 番	四 四 の 一	九、一 一 六	〇・九 一 一 六	〇・九 一 一 六	〇・〇 二 八 六			
四 四 の 二	二 二、八 二 八	一・二 八 二 八	一・二 八 二 八	〇・〇 五 五 五				

湯沢セントラル 薬局	湯沢市表町四丁目八番地二十五 号	平成十四年六月三十日
---------------	---------------------	------------

秋田県告示第五百二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湯沢セントラル 薬局	湯沢市表町四丁目八番地二十五 号	平成十四年七月一日

秋田県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに河辺郡河辺町役場に備え置いて縦覧に供する。)

河辺郡	河辺町	大張野	四四の六	一六、六五〇	一・六六五〇	一・六六五〇	〇・〇三三一
"	"	"	四四の八	五九九	〇・〇五九九	〇・〇五九九	〇・〇五九九

秋田県告示第五百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田 典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

能代ショッピングセンター  
能代市柳町十一番一号

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年七月二十四日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
能代市役所 商工港湾課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年八月二日から同年九月二日まで

秋田県告示第五百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田 典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊満

湯沢市前森一丁目二番六号

よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆一

横手市鍛冶町四番二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大曲ショッピングセンター

大曲市戸時字錨十七の一外

(三) 変更しようとする事項  
変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻  
よねや商事株式会社 外二者

ア 変更前 午後九時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前九時十五分から午後九時十五分まで

イ 変更後 午前九時十五分から翌日の午前零時十五分まで

(四) 変更する年月日  
平成十四年七月二十六日

二 届出年月日  
平成十四年七月二十三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

- 大曲市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年八月二日から同年十二月二日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見書を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

秋田県告示第五百二十九号  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり湯沢市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類  
公共測量(元清水土地区画整理事業)
- 二 作業を行う地域  
湯沢市
- 三 作業を行う期間  
平成十四年七月二日から平成十五年三月二十八日まで

秋田県告示第五百三十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり湯沢市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	日三市角館線	仙北郡角館町横町四七番地先から岩瀬字中菅沢九四番一三四地先まで	七・〇〇～一三・〇〇	〇・八四七		

- 一 作業の種類  
公共測量(湯沢駅東土地区画整理調査)
  - 二 作業を行う地域  
湯沢市
  - 三 作業を行う期間  
平成十四年六月十八日から平成十五年三月二十日まで
- 秋田県告示第五百三十一号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	秋田岩見船岡線	秋田市広面字谷内佐渡六〇番一から六三番地先まで	

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十四年八月二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年八月二日から同月十五日まで

秋田県告示第五百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城



県道	新	日三市角館線	A	仙北郡角館町横町四七番地先から岩瀬字中菅沢九四番一三四地先まで	七・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・八四七
			B	仙北郡角館町横町一六番二から岩瀬字中菅沢九五番四地先まで	六・三〇〇～一七・三〇〇	一・〇六五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年八月二日から同月十五日まで
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年八月二日から同月十五日まで

秋田県告示第五百三十三号

一 道路の区域

県道	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
新	旧	千畑大曲線	A	大曲市丸子町二三八番九地先から浜町六一番七まで	六・五〇〇～一六・〇〇〇	一・六一八
			B	大曲市丸子町二番八から佐野町三三二番地先まで	六・〇〇〇～一五・六〇〇	二・一八二
新		千畑大曲線		大曲市丸子町二番八から佐野町三三二番地先まで	六・〇〇〇～一五・六〇〇	二・一八二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年八月二日から同月十五日まで
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年八月二日から同月十五日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年八月二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
秋田県警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ等 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十四年九月三十日(月)
- (四) 納入場所  
秋田県警察本部

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に  
 規定する県の休日を除き、平成十四年八月二日(金)から同月二十六日(月)ま  
 での期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所  
 平成十四年八月三十日(金)午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室  
 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 (一)に掲げる場所

(四) 平成十四年八月三十日(金)午後一時二十五分 (一)に掲げる場所  
 入札の方法

(五) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
 望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他  
 (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (二) 入札保証金及び契約保証金  
 (1) 入札保証金  
 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければ  
 ならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下  
 「規則」という。)第六十條第二項に定める担保の提供をもって入札保証金  
 の納付に代えることができる。  
 (2) 契約保証金  
 落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければ  
 ならない。ただし、規則第七十七條第二項第一号に定める担保の提供をもつ  
 て契約保証金の納付に代えることができる。  
 (3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年八月二十七日(火)午後三時まで(一)に  
 掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
 なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完  
 全な説明をしなければならぬ。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当する  
 もの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二  
 件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
 イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者  
 (3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者と  
 する履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められ  
 者とする。

(三) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
 に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効  
 規則第六十六條に規定するところによる。  
 (五) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者  
 とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、  
 じにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要  
 その他  
 詳細は、入札説明書による。

五 概要  
 Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computers and  
 other equipments for Akita prefectural police information network system  
 and so on 1 set  
 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 30 August, 2002  
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau  
 of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City,  
 Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 018-876-863 FAX 018-876-863  
 E-mail: matsubara@manshira-inratsu.co.jp

購読料金 一月三千五百円

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁 雄